

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年第4回 別海町議会定例会会議録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 令和 7年12月 8日

至 令和 7年12月12日

別海町議会

令和7年第4回定例会

別海町議会会議録

第1号（令和7年12月8日）

○議事日程

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | 行政報告 |
| 日程第 6 | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 議案第 85号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 議案第 86号 | 令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) |
| 日程第 9 議案第 87号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 日程第 10 議案第 88号 | 令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 議案第 89号 | 令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 12 議案第 90号 | 令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 13 議案第 91号 | 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 議案第 92号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 議案第 93号 | 別海町議會議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 議案第 94号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 議案第 95号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 議案第 96号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 議案第 97号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第20 議案第 98号 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 99号 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第100号 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第101号 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第102号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第103号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第104号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第105号 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第106号 別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第107号 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第30 議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
- 日程第31 議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
- 日程第32 議案第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
- 日程第33 議案第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）
- 日程第34 議案第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）
- 日程第35 同意第 4号 別海町教育委員会教育長の任命について
- 日程第36 同意第 5号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第37 報告第 17号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第38 報告第 18号 専決処分の報告について（町道上風連地区1号線改良舗装工事）
- 日程第39 報告第 19号 専決処分の報告について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）
- 日程第40 報告第 20号 専決処分の報告について（新源泉井掘削工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 85号	令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号）
日程第 8	議案第 86号	令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第 9	議案第 87号	令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第3号)
日程第 10	議案第 88号	令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 89号	令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第 90号	令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）
日程第 13	議案第 91号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 92号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 93号	別海町議會議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 94号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 95号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 96号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 97号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 98号	別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 99号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 100号	別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 101号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第102号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第103号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第104号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第105号 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第106号 別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第107号 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第30 議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
- 日程第31 議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
- 日程第32 議案第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
- 日程第33 議案第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）
- 日程第34 議案第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）
- 日程第35 同意第 4号 別海町教育委員会教育長の任命について
- 日程第36 同意第 5号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第37 報告第 17号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第38 報告第 18号 専決処分の報告について（町道上風連地区1号線改良舗装工事）
- 日程第39 報告第 19号 専決処分の報告について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）
- 日程第40 報告第 20号 専決処分の報告について（新源泉井掘削工事）

○出席議員（15名）

1番 市川聖母	2番 吉田和行
3番 高橋眞結美	5番 貞宗拓雄
6番 宮越正人	7番 横田保江
8番 田村秀男	9番 小椋哲也
10番 外山浩司	11番 今西和雄
12番 松原政勝	13番 中村忠士
14番 佐藤初雄	副議長 15番 戸田憲悦
議長 16番 西原浩	

○欠席議員（0名）

4番 伊勢 徹

○出席説明員

町長 曽根 興三
教育長 相澤 要
監査委員 斎藤 雅美
総務部長 伊藤 輝幸
経営管理部長 寺尾 真太郎
保健生活部長 小川 信明
建設水道部長 外石 昭博
会計管理者 干場 富夫
農業委員会事務局長 川畑 智明
総務部次長 竹中 利哉
総務部次長 岩口 裕昭
福祉部次長 石戸谷 友絵
保健生活部次長 谷村 将志
教育部次長 福原 義人
教育部次長 角川 具哉
尾岱沼支所長 門間 勝司
介護支援課長 高橋 勇樹
生活環境課長 上田 健一
農政課長 皆川 学
病院事務課長 梶木 直人
生涯学習課長 立澤 雅彦
税務課主幹 武田 妙子
母子健康センター主幹 高橋 美香

副町長 浦山 吉人
代表監査委員 竹中 仁
選挙管理委員会委員長 永田 雅夫
総合政策部長 松本 博史
福祉部長 宮本 栄一
産業振興部長 小野 武史
病院事務長 三戸 俊人
教育部長 干場 みゆき
監査委員事務局長 木戸口 誠
総務部次長 松田 勝廣
総合政策部次長 小村 茂宏
保健生活部次長 千葉 宏行
建設水道部次長 新堀 光
教育部次長 田畑 直樹
情報広報課長 山田 哲哉
人事財産課長 齋藤 陽
老人保健施設事務長 渡辺 利久
母子健康センター長 根本 博美
商工観光課長 堀込 穂平
指導参考事瀬川 啓
図書館長 他堺 航
人事財産課主幹 武田 聖士

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉 伸顕 主幹 木幡 友哉

○会議録署名議員

7番 横田 保江
9番 小椋 哲也

8番 田村 秀男

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和7年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え御多忙のところ御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

本年1年を振り返ってみると、町の執行による好調なふるさと納税により、地場産品の価値向上や地域経済の活性化が推進されました。

そして、今年度、北海道フロンティアリーグに加盟したプロ野球球団別海パイロットスピリッツの誕生により、まちのにぎわいと活気が創出され、別海町の未来に夢と希望をもたらし、地域の担い手不足の解消に貢献しております。

また、町を代表するイベントは、西別川あきあじまつりは、水産資源の減少により、残念ながら開催には至りませんでしたが、尾岱沼えびまつり、別海町産業祭、別海町パイロットマラソンは、多くの方々の御支援により盛会に開催されました。

関係する皆さんに心から感謝いたします。

さて、本町では、人口減少や少子高齢化に加え、社会保障対策、産業の振興施策など、様々な行政課題の解決に向け、総合計画のもと、新年度の予算編成作業が進められていることと思います。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて思うところであります。

そのためにも、私どもは、町民の期待にお応えするべく、別海町議会基本条例のもと、第3期別海町議会活性化計画の基本理念である住民参加と情報共有を議会運営の基本とし、職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力を合わせ取り組んでまいります。

その取組の一つとして、町内4地区で地域めぐり懇談会を開催し、テーマを議員定数と議員報酬、ふるさと納税、OTOMONO、ふるさと交流館再整備、子ども・子育て支援、高齢者支援として、地域の皆さんから、町の課題やこれからの方針について、熱心に、そして、示唆に富んだ御意見をいただきました。

今後の議会活動の中で、町政の発展につながるよう、町行政と意見を交わしていくたいと思います。

また、当議会が、一般質問の磨き上げを目的に開催している一般質問検討会議は、全国から視察に訪れる議会も増え、その取組にも注目をいただいているところであります。

今後もよりよい議論ができるようさらに充実を図り、地域課題の解決に努めるとともに、議会活性化に取り組みながら、住民の皆さんとともに歩む議会を目指し、精いっぱい取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

本日から開会する第4回定例会に提出される議案につきましては、後ほど説明がありますが、議員各位におかれましては、町民の皆さんへの思いを胸に、活発で建設的な議論を重ね、議会本来の使命を果たし、議会人としての矜持を保ち、町の未来につながる議決に至りますようお願い申し上げます。

師走を迎え、一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となってまいりましたが、議員各位には御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、

開会の挨拶といたします。

◎開会宣言

○議長（西原 浩君） それでは、会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げておきます。

また、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げておきます。

ただいまから、令和7年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は4番伊勢議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。

○9番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

○議会運営委員長（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 11月26日及び12月2日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で34件であります。

内容は、令和7年度各会計補正予算6件、条例の一部改正が16件、工事請負契約の締結が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が5件、別海町教育委員会教育長の任命が1件、別海町教育委員会委員の任命が1件、工事請負契約に係る専決処分の報告が4件であります。

これら、提出案件のうち、令和7年度各会計補正予算6件、議案第92号及び議案第1

06号を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑・討論・採決すべきものとし、令和7年度各会計補正予算6件については、予算決算審査特別委員会に、議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に、議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については福祉文教常任委員会にそれぞれ付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

また、令和7年度各会計補正予算6件、給与・手当等に係る条例改正5件、上下水道に係る条例改正2件、工事請負契約に係る専決処分の報告4件については関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定しました。

なお、工事請負契約に係る専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月8日から12月12日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目は、一般質問を行い、3日目と4日目は休会とします。

3日目は、令和7年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、予算決算審査特別委員会終了後に、広報・広聴常任委員会を開催します。

また、広報・広聴常任委員会終了後に、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会をそれぞれ開催します。

4日目は、3日目に引き続き、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会をそれぞれ開催します。

5日目最終日は、第3回定例会で付託された、令和6年度各会計決算認定を含めた、各委員会付託案件の審査結果の報告と、決算認定を含めた町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員・委員会発議案件等の内容説明・質疑・討論・採決を行うこととして、決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、高橋議員、吉田議員、宮越議員、市川議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会発議案件であります。

現在、予定されております議員・委員会提出案件は3件であります。

内容は、「北方領土問題の解決促進等を求める意見書案」が松原議員から、「緊急銃猟制度などヒグマ対策のさらなる推進を求める意見書案」及び「リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の確保や待遇改善を求める意見書案」が福祉文教常任委員会から、それぞれ提出されるもので、定例会最終日に提案することとなっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により

議員の質問に対し、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に解りやすくするために導入したものです。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和7年第4回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、年の暮れとなりまして、何かと御多忙な時期にはなつておりますけれども、本日、15名の議員の皆様方に御出席をいただき大変ありがとうございます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、9月の第3回定例会以降、この12月までの間に行なった主な要請活動でございます。

まず、防衛関連でございますけれども、10月2日に本町単独で、さらには、10月28日には、矢臼別演習場周辺自治体協議会、また、11月6日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の枠で、3度自民党及び防衛省に対しまして、防衛施設周辺整備や、矢臼別演習場の運用に伴う諸対策の充実、また、駐屯地隊員への待遇改善というようなことを、要請しております。

次に、農業関係でございますけれども、11月18日北海道公社畜産事業推進協議会、それと北海道酪農振興町村長会議、この二つの合同で農林水産大臣及び北海道選出国会議員に、酪農畜産対策に関する要請を行っております。

次に、北方領土返還要求運動でございますけれども、12月1日、北方領土を隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会の枠組み、これは北隣協と申しますけれども、この枠組みで、東京都内でのアピール行動を実施するとともに、内閣総理大臣及び外務大臣に、対ロシア交渉の継続、それから、墓参の再開等について、要請を行っております。

また、国道272号、これは西春別から阿歷内の間ですけれども、この交通安全対策、これは昨年、本年、接触事故が何度か起きたというようなこともありますまして、追越し車線の増設してくれというような内容でございますけれども、これは、12月2日に根室管内総合開発期成会の中で、トライアングル構想ということで272号と44号、さらには根中線のこの三つの道路の改良、促進を要請しておりますけれども、この枠組みの中で、国土交通省に対しまして、272号の追越し車線について要請をしております。

そのほか、地方自治に関する支援、さらには、土地改良等の農業関係の支援、これらを要請するために、東京で行われました全国大会にも、何度か出席をして要請活動を行っております。

続いて除雪についてでございます。

師走に入りまして本格的な除雪の時期を迎えておりますけれども、本年度の除雪体制でございます。

先月までに26業者と契約を締結しまして、町有車及び民有車合わせて79台の除雪体制を整えております。

それから次に、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から10月末までで、40万8,000トン、これは対前年比で99.8%、生産額で言いますと494億4,000万円、これは対前年比で100.1%になっております。

どちらも昨年と同程度でございますけれども、乳価が1キロ当たり過去最高の123円となっておりますので、それで若干、生産額は上がってるかなという状況でございます。

また、来年度の北海道における生乳生産目標数値でございますけれども、前年度目標額の403万トンを最低水準として、生産抑制はようやく回避していく状況にはなっておりますが、生産資材の高止まりや今後の生乳の需要の動向等が、大変不透明なところですので、今般も、某乳用会社の本社等に行ってその動向、それから乳業会社における、需要の喚起というようなことについてお願いをしておりますけれども、これらをしっかりと、これから注視していかなければならぬと、そういうようなことを考えております。

続きまして、本年度の牧草の収穫状況でございますけど、今年は大変気候はいい日が続きまして、1番草は平年よりも5日早く、そして2番草も、平年より1日早く収穫を終了しております。

反当たりの収量でございますけれども、10アール当たりで申し上げますと、1番草が2,384キログラム、2番草が1,256キログラム、合計で3,640キログラム、これ平年に比べまして、113.1%、若干増えております。

また、飼料用のトウモロコシでございますけれども、この収量は10アール当たり露地栽培で6,102キログラム、これも平年比では113.1%。

大変、增量される、いい年ではございますけれども、ただ、暴風被害、これがありますて、倒れることによって収穫ができなかつたというような農家も多数出ております。

それがあつても例年よりも、1割程度増えたということで、これからも自給飼料をしっかりと取り組んでいかなければならぬという対策の一環として、大変いい結果が出ているなというふうには考えております。

次に、生乳生産農家の戸数でございますけれども、12月1日現在で23戸が離脱しております。

そこで6戸が新規就農しております、全体では528戸になっております。

次に水産業の状況でございます。

本町の大宗漁業であります秋サケ定置網漁でございますけれども、これは昭和40年以降の過去最低の水揚げ量となっておりまして、11月13日で操業を終わらせましたけれども、漁獲数量で言いますと、野付漁協が対前年比18%、数量で220トン、別海漁協が対前年比で22%、これで重さで言いますと、75トンと、町全体では対前年比18%の295トンでございます。

金額では、値段が高いというようなことで対前年比28%の4億4,000万円となっておりまして、ただやはり、過去類のない記録的な大不良だったという年でございました。

町としましても、漁業資材価格の高止まりに加えまして、長引く不漁の影響などを考慮して、定置や、漁業者をはじめとする漁家経営の安定を図るために、さらなる追加支援が必要であると考えております。

次に、商工業と観光についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況でございますけれども、町内建築業者の受注機会確保、これを目的とした地域貢献中小企業支援事業でございます。

エコ暖房等の内装改装などを支援する事業でございますけれども、これは106件の申請がありまして、前年と比べまして、64件増と大きく増加しております。

町の小さな工務店の方々も、この事業があつて大変仕事がつながったと、そういうような声も聞いております。

また、開業支援等を目的とした起業家の支援事業、これは10件の申請がありまして、これも昨年と比較しまして、5件増加しております。

商店街の活性化を目的としました、にぎわい商店街創造事業、これは7件の申請があり、これは昨年と比較して1件増加しております。

全体的には商工業不況ではありますけれども、少し活を入れることができたのかなと、そんな事業の状況でございます。

次に観光でございますけれども、10月末までの観光客入り込み数は、概数32万5,774人、これは前年同期と比べまして、3万7,000人ほど増加しております。

産業祭の2日目や、あきあじまつりが中止となったようなことがありますけれども、2年ぶりのえびまつり開催や観光施設の入り込み数は増えていることなどで、増加の要因があったというふうに考えております。

今後は、冬季間の観光資源であります、氷平線ツアー、またはアイスマラソン等に期待を寄せているところでございます。

また、本年第3回定例会閉会挨拶の中で、本町出身で大阪毎日放送のアナウンサーであります前田春香さんが、新たに別海町観光大使に決定したことを御報告させていただきましたが、今日の釧路新聞に掲載されておりました、写真入りで入っておりますけれども、このように、11月の22日、23日、友好都市であります枚方市のお祭りであります、枚方市友好都市交流都市物産展、この会場で、前田さんへ委嘱状の交付式を行いまして、そのことが、釧路新聞、また、先月は道新に載ったと思いますけれども、大変前田さんは、関西方面で人気のある方でして、私と一緒にいましたら、「前田さんだ、前田さんだ」というような、来場者の方々から声をいただきまして、これは別海町を関西で売り込むための大変重要な方だなというような思いを抱いております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

上程されている議案の内容説明につきましては、担当部署から行いますので、慎重審議

の上、御同意頂けますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出をいたしました、議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に、詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出をいたしました案件は、議案が28件、同意が2件、報告が4件です。

議案第85号は、一般会計補正予算です。

令和7年人事院勧告に伴う職員経費関係の増をはじめ、一部特別会計、企業会計、事務組合における人件費分の繰り出し関係経費の増及び一部公共施設の燃料費や、光熱水費の不足見込額による増など、いわゆる経常経費の増額に加え、本年度も堅調に推移をしております、ふるさと応援寄附金に係る事業費の増のほか、著しい秋サケ漁低調の影響を受ける漁業関係者への支援事業など、臨時経費の計上により、55億8,420万円を増額補正するものです。

議案第86号は、国民健康保険特別会計補正予算で、前年度決算繰越金の計上のほか、国保財調積立額の減など経費の精査により、所要の補正を行うとするものです。

議案第87号は、介護サービス事業特別会計補正予算で、前年度繰越金の計上のほか、エアコン整備を行う老人保健施設改修事業や、人事院勧告に伴う給与等の増額などにより、所要の補正を行おうとするものです。

議案第88号は、町立別海病院事業会計補正予算で、医業収益の減を一般会計からの負担金等で補う、病院事業収益の組替えのほか、人事院勧告に伴う、給与費等の増額など、支出額の精査により、所要の補正をしようとするものです。

議案第89号は、水道事業会計補正予算で、職員給与の改定に伴う精査や、企業債利息の利率修正により、所要の補正を行うものです。

議案第90号は、下水道等事業会計補正予算で、職員給与の改定に伴う精査のほか、社会資本整備総合交付金事業の減、漁業集落排水事業の増など、所要の補正を行おうとするものです。

議案第91号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体情報システムの統一標準化について、基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、個人番号の独自利用を行う事務を連携させるために、条例による定めが必要となることから、所要の改正を行おうとするものです。

議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定については、町民税及び固定資産税の納期について、現在の3期から、納付しやすい環境を整えるため、4期に改正を行うものです。

議案第93号から議案第97号の5件の一部改正は、令和7年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長、別海町職員、並びに第1号会計年度任用職員の手当など

の支給率を引き上げるなど、所要の改正を行うものです。

議案第98号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町民の生命、健康に直結する職務を担う医師について、専門性の高さや人材確保の困難性に鑑み、定年年齢を引き上げることとし、所要の改正を行うものです。

議案第99号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、自治体情報システムが標準化をされ、窓口で交付される住民票について、コンビニ多機能端末等と同様の様式となることや、本条例で引用する法律名称の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第100号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度末をもって、西春別へき地保育園及び本別海へき地保育園が閉園となることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第101号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものです。

議案第102号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、里帰り出産などで一時的に町内へ滞在している妊産婦への支援を提供するため、サービスの利用を可能とするよう、所要の改正を行うものです。

議案第103号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第104号別海町下水道等条例の一部を改正する条例の制定については、本町内で災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定をした工事事業者についても、復旧工事を行わせることができるよう、所要の改正を行うものです。

議案第105号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度末をもって、西春別小学校及び西春別中学校が閉校となることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については、協議会に求められる役割を明確化するよう、所掌事務を追加するなど、所要の改正を行うものです。

議案第107号工事請負契約の締結については、11月27日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第108号から議案第112号までの5件は、公の施設に係る指定管理者の指定についてになります。

令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了するケアハウスみどり野、西春別デイサービスセンター、高齢者生活ハウス、酪農研修牧場、総合スポーツセンター各施設について、令和8年4月1日からも引き続き指定管理者による管理とするため、議会の議決を求めるものです。

同意第4号は、別海町教育委員会教育長の任命についてです。

令和8年2月15日をもって、教育長の相澤要氏が任期満了となるため、引き続き相澤氏を選任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

同意第5号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

令和7年12月21日をもって、教育委員会委員1名が任期満了となるため、引き続き、同委員を選任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

最後に、報告第17号から報告第20号、専決処分の報告についての4件は、工事請負

契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第91号、議案第93号から議案第105号、議案第107号から議案第112号までの20件及び同意第4号と同意第5号の2件、合わせて22件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号、議案第93号から議案第105号、議案第107号から議案第112号までの20件及び同意第4号と同意第5号の2件、合わせて22件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第85号から日程第12 議案第90号まで

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第85号令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号）、日程第8 議案第86号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9 議案第87号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10 議案第88号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）、日程第11 議案第89号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第90号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の6件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この6件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第85号令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号）の説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第85号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55億8,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425億1,690万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

9款、国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で333万円の増。

11款、地方交付税、1項で3,600万円の減。

14款、使用料及び手数料、1項と2項で483万8,000円の増。

15款、国庫支出金、1項から3項で1,864万3,000円の増。

16款、道支出金、2項で1,781万4,000円の増。

17款、財産収入、1項で471万2,000円の増。

18款、寄附金、1項で50億3,010万円の増。

19款、繰入金、1項で5億8,576万7,000円の増。

21款、諸収入、5項で599万6,000円の増。

22款、町債、1項で5,100万円の減。

歳入合計で、55億8,420万円の追加です。

3ページにお進みください。

歳出です。

1款、議会費、1項で15万2,000円の増。

2款、総務費、1項と4項で53億4,685万8,000円の増。

3款、民生費、1項と2項で4,472万6,000円の増。

4款、衛生費、1項で3,383万4,000円の増。

6款、農林水産業費、1項から4項で9,959万9,000円の増。

7款、商工費、1項で2,638万1,000円の増。

8款、土木費、1項と2項及び4項で3,546万4,000円の減。

9款、消防費、1項で516万1,000円の増。

10款、教育費、4ページにわたりまして、1項から3項及び5項と6項で2,418万6,000円の増。

4ページにお進みいただきまして、13款、給与費、1項で3,876万7,000円の増。

歳出合計で55億8,420万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ425億1,690万円とするものです。

5ページにお進みください。

第2表、繰越明許費補正で、2件の追加及び1件の変更となります。

まず、追加です。

2款、総務費、1項、総務管理費、域内循環拠点維持・確保緊急対策事業は、企業誘致として旧別海中学校校舎跡に食肉加工業者の進出が具体化し、当該企業のスタートアップに係る加工機器の導入及び施設整備費に対しまして、4,000万円の補助を予定するもの

ですが、年度内に完了しない見込みのため、繰越したいとするものです。

3款、民生費、1項、社会福祉費、老人保健施設整備費等繰出事業は、老人保健施設にエアコンを設置する事業費について、一般会計から介護サービス事業特別会計に対し繰出すものですが、工期を翌年度までと予定しております、年度内に完了しない見込みのため、金額を3,300万円として、設定するものです。

次に変更です。

2款、総務費、1項、総務管理費、移住促進事業、移住者用住宅確保対策事業は、近年の水産加工業界における人材マーケットの競争激化を背景に、外国人労働者を確保するためのアパート新築に対し補助を予定するのですが、年度内に完了しない見込みのため補正前の額2億8,875万円に当該2億3,100万円を追加いたしまして、補正後の額を5億1,975万円とするものです。

6ページにお進みください。

第3表、債務負担行為の補正で、7件を追加と2件の変更です。

まず、追加です。

1件目、大家畜特別支援資金利子補給補助金及び、2件目の酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給事業は、酪農業等の経営の安定を目的とした借換資金に対し、北海道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は何れも令和8年度から令和32年度までの25年間、限度額は、大家畜特別支援資金利子補給補助金は50万円、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給事業は、405万円とするものです。

3件目、義務教育学校整備事業は、今後におきまして計画している基本設計の委託業者選定にあたりましては、公募による応募者の提案内容を比較し、最も良い案を選ぶ方式であるプロポーザル方式を採用する予定であります。本件は、このプロポーザル方式を行う際の、仕様書作成等の支援業務を委託するもので、期間は令和8年度、限度額は312万4,000円とするものです。

4件目からは、令和7年度で指定管理期間が満了します公の施設に係る指定管理者に対する委託料です。

これにつきましては、別の議案としても提出させていただいておりますが、4件の何れの施設も、翌年度以降も引き続き指定管理を予定するに当たり、必要となる指定管理委託料について債務負担行為の設定をするものです。

別海町ケアハウスみどり野の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間、限度額は3億3,094万7,000円、次の別海町高齢者生活ハウスの期間は、令和8年度から12年度までの5年間、限度額は8,586万9,000円、次の西春別デイサービスセンターの期間は、令和8年度から12年度までの5年間、限度額は7,029万4,000円、次の別海町総合スポーツセンターの期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間、限度額は4億465万2,000円とするものです。

次に変更です。

1件目の塵芥収集車購入事業は、納車が令和9年度となることが見込まれること、また今般の物価上昇等により設計価格が増額いたしましたことから、期間を令和8年度から令和9年度の2年間に、限度額を2,701万6,000円から2,780万8,000円に変更するものです。

2件目の中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資制度に基づく融資額の増加に伴い利子補給補助金の債務負担額を変更するもので、期間に変更はありませんが、限度

額を1,294万4,000円から1,755万3,000円とするものです。

7ページにお進みください。

第4表、地方債補正で、13件の変更です。

今回の変更につきましては、支出見込額の精査に伴う借入限度額の調整増減となりますので、1件ごとの説明は省略させていただきます。

一番下の合計になりますが、補正前の限度額、16億1,120万円から5,100万円を減額し、補正後の限度額を15億6,020万円とするものです。

続きまして、9ページから48ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は、全て省略させていただきまして、49ページの「補正予算給与費明細書」をご覧願います。

49ページ、補正予算給与費明細書です。

1の特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

はじめに、長等は、期末手当で12万3,000円の増、共済費で1万8,000円の減、合計で10万5,000円の増。

議員は、期末手当で15万2,000千円の増。

その他の特別職は、職員数が4人の減、報酬で42万5,000円の減とするものです。

50ページにお進みください。

2の一般職（1）総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、10人の減です。

給与費のうち、報酬は、1,200万円の増、給料は、4,400万円の減、職員手当は、296万5,000円の増、給与費の合計では、2,903万5,000円の減、共済費は、6,844万7,000円の増、合計で3,941万2,000円の増となるものです。

以下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

51ページのア、会計年度任用職員以外の職員、52ページのイ、会計年度任用職員、続く53ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細、54ページから56ページまでの（3）給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第85号、一般会計補正予算の内容説明といたします。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第86号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第86号の内容について説明いたします。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,570万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

2款、国庫支出金、本款は新設科目になります。

1項で86万8,000円の増。

6款、繰越金、1項で113万2,000円の増。

歳入合計で200万円の追加です。

次に下段、歳出です。

同じく、補正額の欄で申し上げます。

1款、総務費、2項で10万円の増。

5款、基金積立金、1項で115万5,000円の減。

6款、諸支出金、1項で305万5000円の増。

歳出合計で200万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,570万円とするものです。

次の3ページから8ページにかけての歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第86号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第87号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第87号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条、繰越し明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越し明許費」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に歳入です。

3款、繰入金、1項で4025万6,000円の増。

4款、繰越し金、1項で31万5,000円の増。

5款、諸収入、1項で42万9,000円の増。

歳入合計で4,100万円の追加です。

次に歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で3,321万7,000円の増。

3款、給与費、1項で778万3,000円の増。

歳出合計で4,100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億8,170万円とするものです。

3ページにお進みください。

第2表、繰越明許費で1件を設定するものです。

1款、介護サービス事業費、1項、介護サービス事業費、老人保健施設整備事業は、暑熱対策としてエアコンを増設する工事について、年度内に完成しない見込みのため、金額を3,300万円として設定するものです。

5ページから13ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

15ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職（1）総括です。

上の表の下段、比較の欄で説明します。

職員数は、一般職が2名の減です。

給与費のうち報酬は100万円の増。

給料は90万円の減。

職員手当は235万1,000円の増。

給与費合計で245万1,000円の増。

共済費は522万2,000円の増。

合計で767万3,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳は各種手当の増減内容となっております。

16ページのア、会計年度任用職員以外の職員、17ページのイ、会計年度任用職員、18ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細、19ページから21ページの（3）給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第87号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第88号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○病院事務課長（榎木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（榎木直人君） 議案第88号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和7年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、478人減で1万8,502人とする。

2号、外来、5,605人減で6万4,692人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、1人減で51人とする。

2号、外来、23人減で268人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の1款、病院事業収益、1項と2項合わせて1,473万円を増額し、合計で22億902万2,000円とする。

次に支出の1款、病院事業費用、1項で6,569万8,000円を増額し、合計で24億1,374万6,000円とする。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,513万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,930万4,000円、過年度分損益勘定留保資金9,973万円及び当年度分損益勘定留保資金1,610万1,000円で補填するものとする。

収入の1款、資本的収入は、2項で5,270万円を減額し、合計で2億4,000円とする。

次に、支出1款、資本的支出は、1項で2,129万8,000円を減額し、合計で、3億3,513万9,000円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費4,086万5,000円を増額し、10億8,368万5,000円とする。

第6条、棚卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げている棚卸資産の購入限度額2億6,140万円を、2億7,840万円に改める。

3ページから8ページの令和7年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

9ページをお開きください。

令和7年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資金増減額の見込みで1億919万9,000円の減額となり、最下段、資金期末残高で4,023万4,000円となる予定です。

10ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1総括。

下段の比較の合計欄で説明いたします。

職員数、一般職で6人の増です。

給与費は、給料1,880万7,000円の増、報酬賃金3,514万1,000円の減、手当3,088万8,000円の増、給与費計で1,455万4,000円の増。

法定福利費2,631万1,000円の増、合計で4,086万5,000円の増となります。

以下、手当の内訳から14ページまでの説明は省略いたします。

15ページをお開きください。

令和7年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、1億5,515万9,000円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が、29億3,626万1,000円となる見込みです。

16ページの令和7年度町立別海病院事業予定貸借対照表と17ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第88号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第89号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第89号の内容を説明いたします。

別冊の令和7年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款、水道事業収益、2項で504万9,000円を減額し、11億1,214万3,000円とするものです。

続いて収益的支出です。

1款、水道事業費用、1項と2項で285万1,000円を増額し、10億384万8,000円とするものです。

第3条、資本的支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、4億3,404万1,000円は、減債積立金2億2,431万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額4,881万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,091万4,000円で補填するものとする。

資本的支出です。

1款、資本的支出、1項で94万4,000円を増額し、7億7,442万6,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費357万1,000円を増額し、6,082万円とするものです。

3ページから5ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて6ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

9,331万7,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億1,134万3,000円となる予定です。

次に、7ページにお進み願います。

補正予算給与費明細書です。

1総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数に増減はありません。

給与費、給料85万9,000円の増、手当132万1,000円の増、給与費計で218万円の増の予定となります。

法定福利費139万1,000円の増となり、合計で357万1,000円の増の予定となります。

以下、手当の内訳から9ページまでの各項目に係る説明については省略をさせていただきます。

次に10ページをお開き願います。

令和7年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

7,016万3,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分利益剰余金は2億9,447万6,000円となる見込みです。

次の11ページ、令和7年度別海町水道事業予定貸借対照表と12ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案89号の内容説明といたします。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第90号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第90号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款、下水道事業収益、2項で3,148万円を減額し、7億789万1,000円とするものです。

続いて収益的支出です。

1款、下水道事業費用、1項で5,570万4,000円を減額し、5億9,196万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5,601万円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額321万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,139万3,000円、現年度分損益勘定留保資金747万9,000円、現年度分利益剰余金1億1,392万6,000円で補填するものとする。

資本的収入です。

1款、資本的収入、1項と2項で402万円を増額し、3億73万4,000円とするものです。

資本的支出です。

1款、資本的支出、1項で498万5,000円を増額し、4億5,673万5,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業は、事業費の確定見込みによるもので、限度額1億1,440万円から330万円を減額し、1億1,110万円とするものです。

続いて下段の漁業集落排水事業は、事業費の追加配分に伴う増額によるもので、限度額2,180万円から550万円を増額し、2,730万円とするものです。

なお、二つの事業とも、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額1億4,720万円から220万円を増額し、補正後の限度額を1億4,940万円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費270万1,000円を増額し、4,687万7,000円とするものです。

3ページから5ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて6ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道等事業予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

1,028万1,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は1億4,973万5,000円となる予定です。

次に、7ページにお進みください。

補正予算給与費明細書です。

1総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数に増減はありません。

給与費、給料77万6,000円の増、手当121万8,000円の増、給与費計で199万4,000円の増の予定となります。

法定福利費70万7,000円の増となり、合計で、270万1,000円の増の予定となります。

以下、手当の内訳から9ページまでの各項目に係る説明については省略をさせていただきます。

続いて10ページをお開き願います。

令和7年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

9,959万9,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は、1億2,767万6,000円となる見込みです。

次の11ページ、令和7年度別海町下水道等事業予定貸借対照表と12ページから13ページの注記表についての説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第90号の内容説明といたします。

○議長（西原 浩君） 以上で議案第85号から議案第90号までの令和7年度別海町各会計補正予算の6件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和7年度別海町各会計補正予算の6件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号から議案第90号までの6件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第91号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第91号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○情報広報課長（山田哲哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 情報広報課長。

○情報広報課長（山田哲哉君） 議案第91号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書は7ページから16ページ、議案資料は1ページから10ページです。

初めに本条例の改正の要旨について説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、原則令和7年度末までに、地方公共団体は標準準拠システムへ移行することを目指すとされており、本町においては、令和8年2月23日に移行することで準備を進めているところです。

これに伴い、本町で定める別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例において、標準準拠システムに実装された住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号に付番管理する事務が、独自利用事務を指す準法定事務に該当することを明記する必要があることから、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたしますので、議案資料1ページをお開きください。

新旧対照表です。

右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、下線部分が改正箇所となります。

第4条では、個人番号の利用範囲を定めていますが、改正前、第4条第1項中、特定個人番号利用事務の次に「並びに町の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中、第4項を第5項とし、第3項の次に、第4項として、「町の執行機関は、法別表の下段に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。」を加えるものです。

2ページにお進みください。

3ページ中段までが別表第1となります。この表の最下段に、12項として、執行機関の欄に「町長」、事務の欄に「住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」を加えるものです。

また、3ページ中段から10ページまでの別表第2、各項の特定個人情報の欄に、それぞれ「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えるものです。

最後に、10ページの下段、附則です。

「この条例は、令和8年2月23日から施行する。」とするものです。

以上で議案第91号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第91号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第92号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） 議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書17ページを御覧ください。

初めに本条例の改正の要旨について説明いたします。

本町の個人の町民税と固定資産税の納期はそれぞれ3期で、かつ、納期が重複しているため、各納期ごとの納税額が大きくなっていることから、納税者が納付しやすい環境を整えるため、重複月を解消し、それぞれ納期を1期増やし、4期に改正しようとしています。

議案書は17ページと18ページになりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料11ページを御覧ください。

条例新旧対照表になります。

右の欄が改正前、左の欄が改正後、改正箇所は下線で示しています。

12ページにお進みください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

改正要旨は先ほどと重複いたしますので割愛させていただき、改正内容の表にて説明いたします。

表は、左から順に、期別、税目、月数となっており、上段の表が改正前の町税4税の納期、下段の表が改正後の納期となります。

上段の改正前の表1段目と2段目が、町民税と固定資産税の現在の納期で、それぞれ第1期が6月1日から6月30日まで、第2期が8月1日から8月31日まで、第3期が10月1日から10月31日までと、重複した納期設定となっていることから、1期当たりの納税額が大きくなり、分納相談なども多いことから、納税者の負担となっている状況です。

下段の改正後の表は、負担の集中を回避し、期別当たりの納税額の軽減を図り、納税者が納付しやすいよう、表1段目、町民税の納期を現在の納期に、第4期12月1日から12月15日までを追加し、4期とし、表2段目、固定資産税の納期を、第1期を5月1日から5月31日まで、第2期を7月1日から7月31日まで、第3期を9月1日から9月

30日まで、第4期を11月1日から11月30日に改正し、4期にしようとするものであります。

なお、軽自動車税と国保税の納期の改正はありません。

最後に、11ページにお戻りください。

下段附則です。

附則第1条、施行期日です。

「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

附則第2条、経過措置です。

「この条例による改正後の第40条第1項及び第68条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の町民税及び固定資産税について適用し、令和7年度分までの町民税及び固定資産税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で議案第92号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第92号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となりました、議案第92号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務産業常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号まで

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第93号別海町議會議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第94号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第95号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第96号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第97号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件については、別海町議会議規則にのっとり一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第93号から議案第97号までの5件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

初めに、本年度の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、本年8月7日、国家公務員の給与改定について、民間給与の動向を踏まえ、月例給で平均3.3%、特別給で0.05か月分、それぞれ引き上げるとともに、通勤手当、宿日直手当の引上げなどを内容とする勧告を行いました。

これに基づき、11月11日、国家公務員の給与を人事院勧告どおり改正することが閣議決定されたところです。

今回の関係条例5件の改正につきましては、従来どおり人事院勧告の内容に沿って、所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員特別職及び教育長においても、12月に支給する期末手当について人事院勧告に併せ、支給率を0.05か月分である100分の5を引き上げる改正を行おうとするものです。

それでは、議案内容の説明に入ります。

議案書では、議案第93号から議案第97号で、19ページから42ページにおいて、改正文でお示ししていますが、議案書による改正文の朗読は省略し、各条例の改正説明は、以降全て議案資料により説明させていただきます。

議案資料の13ページを御覧ください。

議案第93号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

13ページは、その新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第6条第2項第2号です。

12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引上げ、現行の100分の325を、100分の330に改正するものです。

下段、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものです。

附則第2項では、改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された令和7年12月の期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすとするものです。

議案第93号については以上です。

14ページにお進みください。

議案第94号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

14ページは、その新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第4条第4項第2号です。

特別職の12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引上げ、現行の100分の260を100分の265に改正するものです。

下段附則といたしまして、第1項は、議員報酬条例の改正と同様、令和7年12月1日からの適用。

そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された令和7年12月の給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすとするものです。

議案第94号については以上です。

15ページにお進みください。

議案第95号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

15ページは、その新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第3条第4項第2号です。

教育長の12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引上げ、現行の100分の260を100分の265に改正するものです。

下段附則といたしまして、第1項は、議員や特別職の条例改正と同様、令和7年12月1日からの適用。

そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された令和7年12月の給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすとするものです。

議案第95号については以上です。

16ページにお進みください。

議案第96号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本改正条例は、改正の適用日に違いがあり、2条立てとしています。

16ページ表の左上、第1条関係は、令和7年4月1日から適用する改正。

次に、35ページからになりますが、表の左上、第2条関係は、令和8年4月1日から適用する改正となります。

本改正条例につきましても、16ページから37ページにおいて、新旧対照表で示しておりますが、内容が多岐にわたりますので、38ページから42ページの説明資料により内容説明をいたします。

38ページにお進みください。

38ページ以降、説明資料の表は、改正する手当等の項目別にまとめたもので、左から、改正項目、その右隣で改正を行う給与条例の関係条項、そして改正内容、適用年月日の順で示しています。

まず、改正項目、宿日直手当についてです。

宿日直手当の改正は、令和7年4月1日から適用とする第1条関係の改正で、内容については、人事院勧告に基づき、常直的宿日直手当の月額限度額を2万2,000円から2万3,500円とするものです。

39ページにお進みください。

次に、改正項目、期末手当についてです。

改正内容の上段、第1条関係は、令和7年4月1日から適用する期末手当の12月期の支給割合の改定です。

6月期に変更はありませんが、12月期において、100分の2.5を引上げ、100分の127.5、再任用職員についても、100分の2.5を引上げ、100分の72.5とするものです。

この引上げにより、年間支給割合の合計は100分の252.5、再任用職員については100分の142.5となります。

次に改正内容の下段、第2条関係は、令和8年4月1日から適用する期末手当の6月期と12月期の支給割合の改定です。

先ほどの令和7年度分は、引上げ分を12月期に寄せて、年間支給割合の合計を100分の252.5、再任用職員については100分の142.5としましたが、令和8年度からは、年間支給割合は変わらないものの、6月と12月を均等にし、それぞれ100分の126.25、再任用職員については、100分の71.25とするものです。

40ページにお進みください。

次に、改正項目、勤勉手当です。

先ほどの期末手当と同様の改正になります。

改正内容の上段、第1条関係は、令和7年4月1日から適用する勤勉手当の12月期の支給割合の改定で、6月期に変更はありませんが、12月期において、100分の2.5を引上げ、100分の107.5、再任用職員についても、100分の2.5を引上げ、100分の52.5とするものです。

この引上げにより、年間支給割合の合計は100分の212.5、再任用職員について

は、100分の102.5となります。

次に改正内容の下段、第2条関係は、令和8年4月1日から適用する勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改定です。

令和7年度分は、引上げ分を12月期に寄せて、年間支給割合の合計を100分の212.5、再任用職員については100分の102.5としましたが、令和8年度からは、年間支給割合は変わらないものの、6月と12月を均等にし、それぞれ100分の106.25、再任用職員については、100分の51.25とするものです。

41ページにお進みください。

次に改正項目、通勤手当です。

通勤手当の改正は、令和7年4月1日から適用する第1条関係の改正で、内容については、自動車等による片道通勤距離に応じた支給額について、10から15キロ7,100円を7,300円に、15から20キロ1万円を1万400円に、20から25キロ1万2,900円を1万3,500円に、25キロ以上1万5,800円を1万6,600円とするものです。

42ページにお進みください。

次に、給料表の改正です。

給料表の改正は令和7年4月1日から適用する第1条関係の改正となります。給料表(一)、一般職で申し上げますと、初任給については、大卒初任給を1万2,000円増の23万2,000円に、高卒の初任給を1万2,300円増の20万300円に引上げ、これを踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年より大幅に引き上げる形で、平均改定率3.3%を引き上げる改正をしようとするものです。

なお、給料表(二)から(四)についても、給料表(一)との均衡を基本に改定しようとするものです。

給料表につきましては、資料の19ページから34ページに新旧対照表により記載しておりますが、それぞれの額についての説明は省略させていただきます。

改正項目については以上となります。

申し訳ありません、資料の36ページにお戻りください。

附則となります。

第1項、この条例は公布の日から施行するものとしますが、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

また、第2項ですが、第1条による改正後の給与条例は、令和7年4月1日から適用するとのことです。

第3項は、給与の内払いの規定で、第1条、改正後の規定を適用する場合は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなすとのことです。

最後に、第4項は規則への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものです。

議案第96号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の説明は以上となります。

43ページにお進みください。

次に、議案第97号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

43ページは、その新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

本改正条例は、改正内容の適用日の違いにより、2条立てとしております。

まず、43ページ、表の左上、第1条関係は、令和7年4月1日から適用する改正となっています。

第7条、期末手当の第2号の改正前100分の125を、改正後では、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5に、続く第7条の2、勤勉手当の第2号、44ページとなります。改正前100分の105を、改正後では、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5に改正しようとするものです。

45ページにお進みください。

次に、45ページ、表の左上、第2条関係は、令和8年4月1日から施行する改正となっています。

第7条、期末手当の第2号の改正前、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5、改正後では100分の126.25に、続く第7条の2、勤勉手当の第2号、46ページになります。改正前、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を、改正後では100分の106.25に改正しようとするものです。

いずれも職員の支給割合と同様の改正となります。

附則になります。

第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するとするものです。

第2項では、第1条による改正規定は令和7年4月1日に遡って適用するとするものです。

第3項では、改正前の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例に規定する期末手当及び勤勉手当の内扱いとみなすとするものです。

以上で議案第93号から議案第97号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第93号から議案第97号の5件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第98号

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20 議案第98号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第98号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、町立別海病院に勤務する医師について、その定年年齢を現在の65歳から70歳に引き上げるため、所要の改正を行うものです。

改正の理由としましては、全国的な医師不足が社会問題となっていますが、その中でも、特に地方自治体における医師確保は年々困難を増してきております。

本町においても、ほかの多くの自治体と同様に、近年、深刻な医師不足が問題となっていますが、住民の生命、健康を守るという自治体の基本的責務を果たし、地域医療の継続性を確保するためには、新たな医師確保のほか、現在町立病院に勤務し、地域医療に従事されている医師の方が、より長く安定的に本町の病院で勤務いただけるよう条件整備が併せて必要となっています。

地方公務員法の第26条の6第3項においては、「職員に關しその職務と責任に特殊性がある場合や、欠員の補充が困難である場合は、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることができる」と定められていることから、不足する医師に係る定年年齢の引上げについて、病院側、該当となる医師側と協議を進めてきましたが、今般、病院に勤務されている当該医師全員から、定年年齢を70歳に引き上げることについて、その了承を得ましたので、本条例改正を行おうとするものです。

それでは、本条例の具体的な改正か所の説明に移ります。

議案書では43ページにおいて、改正文でお示ししていますが、議案書の朗読は省略させていただき、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の47ページをお開き願います。

別海町職員の定年等に関する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第3条中、「職員の定年は、年齢65年とする。」の後に、「ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。」のただし書きを加えるものとなります。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で議案第98号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第98号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第99号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第99号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第99号別海町手数料条例の一部を改正する条例

の制定について、内容説明をいたします。

議案書は44ページになります。

本条例改正は、自治体情報システムの標準化により、窓口交付の住民票と、コンビニエンスストア等に設置される多機能端末機等による、住民票の様式が統一されることに伴う改正及び本条例で引用している法律名称の整理に伴う改正を行うものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の48ページを御覧ください。

別海町手数料条例新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となります。

第5条第2項第19号は、改正前において引用している法律名、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を、改正後におきまして、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めるものです。

次に別表19の住民票の写しの交付の事項において、改正前の「1枚につき200円」を、改正後において、「1件につき200円」に改めるとともに、改正前のただし書を削るもので

るものです。

施行日につきましては、議案第91号で御説明いたしましたシステムの移行日に併せ、令和8年2月23日とするものです。

以上で議案第99号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第99号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第100号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第100号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（石戸谷友絵君） 議案第100号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の45ページをお開きください。

本条例は、町立へき地保育園4園のうち、西春別へき地保育園及び本別海へき地保育園の2園が、令和8年3月31日をもって閉園することから、所要の改正を行おうとするものです。

初めに、閉園までの経緯について申し上げます。

西春別へき地保育園については、同じ地域の小学校、中学校が閉校となり、今後においても、入園児数の増加は見込めないこと、加えて、小学校への接続に向けた諸問題が懸念されることなどから、父母の会から閉園の要望を受け、令和8年度から上西春別保育園へ統合するものです。

次に、本別海へき地保育園につきましては、令和6年度、7年度と、入園希望者がいな

いことから休園となっており、今後の園運営について、地元町内会長らと協議を重ねてまいりました。

本別海、走古丹地区における入園対象年齢の児童がいる保護者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果と、2年間入園児がない状況を踏まえまして、閉園もやむを得ないと判断に至りました。

両地区的町内会から閉園について承諾をいただいたことから、令和8年度から別海保育園へ統合するものです。

続きまして、議案内容の説明をいたします。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の49ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となっております。

第2条の表中、改正前、上から1行目の、西春別へき地保育園及び4行目の本別海へき地保育園の項を削除するものです。

なお、附則としまして、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上、議案第100号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第100号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第101号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第101号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（石戸谷友絵君） 議案第101号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書46ページをお開き願います。

本条例は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の国の基準府令が一部改正されたことに伴い、別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の四つの条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の50ページをお開きください。

50ページから57ページまでは、本改正案の新旧対照表となっております。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となっております。

次に、58ページにお進みください。

改正内容は、改正条例制定説明資料により御説明いたします。

なお、今般の条例改正におきまして、文言等の整理を行っておりますが、こちらにつきましては、説明を省略させていただき、主な改正内容に沿って説明いたしますので御承知おき願います。

表は、左から順に番号、改正内容、改正条例及び条項等、適用年月日、適用法令となっております。

1番ですが、引用条項であります児童福祉法第33条の12第2項及び第3項が新設されたことに伴う改正となっております。

改正する条例条項は、家庭的保育事業基準条例第12条のほか、説明資料に記載のとおりとなっております。

2番は、国の基準府令改正に併せ、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加する改正となっております。

従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみでしたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものです。

改正する条例条項は、家庭的保育事業基準条例第17条第2項となっております。

次に、3番から5番ですが、乳児等通園支援事業基準条例の改正となります。

3番は、基準府令の改正に併せまして、乳児等通園支援事業者の一般原則、第5条を第2章第1節の通則から、第1章総則の章へ改正するものとなっております。

4番は、こちらも国の基準府令に併せまして、第9条、第10条、第13条及び第18条中の乳児等通園支援事業者を乳児等通園事業所に改めるものです。

続きまして、5番は、こちらも国の基準府令に併せまして、第2条第3項中の利用定員の意義を明確にするため、括弧書きの定義規定を追加することに伴う改正となっております。

資料57ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例目次から第10条までの改正規定、第13条中の改正規定、第16条第7号から第20条第3項までの改正規定は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第101号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第101号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第102号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第102号別海町母子健康センター設置条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○母子健康センター長（根本博美君）　はい、議長。

○議長（西原　浩君）　母子健康センター長。

○母子健康センター長（根本博美君）　それでは、議案第102号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の49ページを御覧ください。

初めに、本条例改正に関連する本町の産後ケア事業について説明をいたします。

本町の産後ケア事業については、産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児サポートなどの育児支援を目的として、対象者を町民に限定した上で、利用者負担を無償として実施しているところです。

国においては、全ての妊産婦へ切れ目のない支援を提供する観点から、里帰りをしているものであっても、里帰り先の市区町村において、産後ケア事業の対象者として対応することが望ましいとしていることから、今般、里帰り出産等で一時的に本町に滞在している母子に対しても、産後ケア事業を実施するために、新たに利用者負担を設定するものです。

現在、本町で実施する産後ケア事業は、母子健康センターで実施するデイケア型ショート及びロング、外部事業者に委託して実施するデイケア型、宿泊型がありますが、令和8年度からは、さらに訪問型を追加し、このうち、母子健康センターで実施するデイケア型ショートと訪問型について、利用者負担を設定の上、本町に住所のない里帰り出産者なども利用できるよう、事業内容を拡充するものです。

それでは、議案の朗読は省略し、改正内容について、議案資料により説明をいたします。

議案資料の59ページを御覧ください。

本条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第4条、使用料、第1項の表の区分、産後ケアについて、使用料の欄に、その他の区分を追加し、デイケア型ショート1回につき6,000円及び訪問型1回につき6,000円を新たに定めるものです。

また、同条第2項の使用料の徴収時期について、実態に沿った内容へ改正を行うものです。

これまで申込みのときに徴収とし、既に納入した使用料は返還しないとしておりましたが、実態に合わせて使用するときに徴収する内容へと改めるものです。

附則として、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上、議案第102号の内容説明を終わります。

○議長（西原　浩君）　議案第102号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原　浩君）　質疑を終わります。

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第103号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第26 議案第104号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

それでは初めに、議案第103号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 関連がありますので、議案第103号と議案第104号について、一括で御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、議案第103号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の51ページをお開きください。

本条例の改正は、能登半島地震の際、各被害地において、地元の給水装置の指定工事事業者が不足し、宅内配管の復旧作業が長期化したことを踏まえ、国のはうから、災害その他非常の場合は、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を可能とする技術的助言の通知があり、本町においても同様の改正を行おうとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略いたしまして、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の61ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第11条第1項、新設等の費用負担に次のただし書きを加える。

「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が、給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。」

附則として、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案103号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第104号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の52ページをお開きください。

本条例の改正は、先ほどの議案第103号と同様に、能登半島地震により多くの家屋で宅地内の排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、排水設備等の復旧が遅れることになったことを踏まえ、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、標準下水道条例（国が下水道法第25条に基づき、下水道管理者において、制定する条例に係る技術的助言）が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により、御説明いたします。

議案資料の62ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第6条第1項、排水設備等の工事の実施中、「（規則で定める軽微な工事を除く。）は、町長が」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、「者として」の次に「町長の」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

「（1）町が施行する工事」、「（2）災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」、「（3）規則で定める軽微な工事」。

附則として、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第104号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第103号及び議案第104号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第105号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第105号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○教育部次長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（角川具哉君） 議案第105号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の53ページをお開きください。

本条例は、西春別小学校及び西春別中学校が令和8年3月をもって閉校し、上西春別小学校及び上西春別中学校へ統合となることに伴い、関係条文の整備を行おうとするものです。

経緯としましては、西春別小学校及び西春別中学校につきましては、令和4年度からコミュニティ・スクールにおいて、学校の在り方についての協議が積み重ねられ、令和6年9月に、西春別学校区学校運営協議会や、西春別小学校及び中学校のPTAなどから、統合についての要望書の提出がありました。

この要望を受け、地域と統合に向けた協議を進め、令和6年10月に開催された別海町総合教育会議での協議を経て、令和8年3月31日をもって閉校することとなったものです。

それでは、改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の63ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

上段の別表第1の表中、上から5行目の「別海町立西春別小学校」の項を削り、下段の別表第2の表中、上から4行目の「別海町立西春別中学校」の項を削るもので

なお、附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で議案第105号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第105号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第106号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） 議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の54ページをお開き願います。

本条例は、地方青少年問題協議会法に関する条例の一部改正に伴う改正により、別海町青少年問題協議会が行う所掌事務の内容にそごが生じていることから、現状に即した内容に改正するもの及びいじめ防止対策推進法の規定に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うための措置として、いじめ重大事態の事実関係の調査を行う対策組織を設置しようとするものです。

それでは、議案書では54ページから55ページに改正本文をお示ししていますが、改正本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容について、別冊の議案資料新旧対照表にて御説明いたします。

議案資料の64ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所になります。

まず第1条の設置の改正は、国のいじめ防止対策推進法では、いじめ重大事態等の調査について、必要がある場合は、附属機関を設けて再調査を行うことができる旨、明記されていることから、当協議会を調査、審議、連絡調整等を行う機関と位置づけて、設置目的に追加しようとするものです。

次に、第2条、所掌事務の改正は、本協議会に求められる役割をより明確にするため、所掌事務を新たに追加しようとするものです。

次に、第3条の組織の改正は、改正前第2条第1項及び第2項の内容を、改正後において、1項に整理し、改正前第3項及び第4項を1項ずつ繰下げ、第3条とするものです。

次に、第4条の会長、副会長の改正は、現行の会長、副会長の選任方法及び事務内容について改正し、改正前第3条を第4条とするものです。

次に、第5条の専門委員の改正は、第2条第1項第3号に規定する国のいじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査を行う場合に、必要な専門員の設置について追加しようとするものです。

次に、第6条、補則の改正は、施行に伴う必要な事項は、現行規則において定めている

ことから、その旨を改正しようとするものです。

最後に附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、第3条の改正規定については、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で議案第106号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第106号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

この後付託されて、審査が始まるんですが、その前にですね、前提となるお話のことについてお聞きをしたいと思います。現状についてですね。

現条例ではね、委員が15人以内で組織するとなっていて、規則に区分が書いてあって、町議会議員2人以内、関係行政機関の職員に4人以内、学識経験者9人以内と、こういうふうになってるんですが、現状としてですね、これらの区分の委員さんがどなたであるかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2点目なんですがね、最近開かれた協議会は、いつ開かれたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） お答えいたします。

まず現状の委員の役職ですが、社会教育委員長、別海町校長会校長、別海町防犯協会会长、民生委員児童委員協議会会长、別海町青年団体協議会会长、別海町教育研究協議会生徒指導部会、保健生活部生活環境課長、北海道別海高等学校校長、別海町商工女性部部長、別海町小中学校P T A連合会会长、福祉部福祉課長、学識経験者、スクールソーシャルワーカー2名、臨床心理士1名、合計15名となっております。

また、協議会の開催ですが、全体での第1回別海町青少年問題問題協議会の開催は、令和7年7月3日に開催をしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと区分ごとに聞きたかったんですがね。

議会議員が2人以内ってなってるけど、これは現状としては誰もなってないので0人かなというふうに思うんで、2人以内ですから0人でもいいわけですよね。

それから関係行政機関の職員4人以内となってますが、これは誰なんですか。

それから学識経験者が9人以内なってるんですが、これは誰なんですか。

数が合わないんですよ。

15人委員いるんでしょう、議員2人はないわけですから。なぜ15人になっちゃうのかよく分かりません。そのことをお聞きするのとですね。

それからもう一つは、直近で開かれた協議会は、たしか今年の7月3日っていうふうになってるかなというふうに、答弁になったかなというふうに思うんですが、その前はいつ行われてましたか。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） お答えいたします。

規則のほうでは、それぞれ行政関係の職員、または議員、あと学識経験者、載っておりますが、現在学識経験者については4名、行政の関係職員については3名、現在、そこが生じている状況にあります。

これにつきましては、今回条例を改正いたしますが、規則についても改正を行い、整理をしたいと考えております。

また、協議会の会議ですが、7月3日以前の会議については、令和6年6月21日に開催をしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっとよく分からないんですが、関係行政機関の職員は3人で、学識経験者が4人で、合わせて7人なんだけれども、委員さんは15人いるというのは、そのほかの8名の方ですか、8人はどういう区分になっているんでしょうか。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） お答えいたします。

内訳についてそこはありますが、現在15名以内で任命をして、協議会を運営しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

ただいま議題となりました、議案第106号別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第29 議案第107号

○議長（西原 浩君） 日程第29 議案第107号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第107号の内容説明をいたします。

議案の56ページを御覧願います。

本案は、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、2億4,090万円、内消費税及び地方消費税額2,190万円。

4 契約の相手方、寺井・高玉経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉哲郎。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月9日から10月30日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、11月27日。

島影建設株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、寺井・高玉経常共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、2億2,000万円、最低入札価格は、2億1,900万円で、最低入札者であります本案の寺井・高玉経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年12月18日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の66ページを御覧願います。

工事の場所は、図面右側、青色実線で示す国道243号線から、中央の道道別海厚岸線と交差して、国道243号線に再び接続する黒の太線で表示している計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す、761.55mについて、車道幅員5.5mで改良舗装工事を行うものです。

資料67ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第107号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第107号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を開いたします。

◎日程第30 議案第108号

○議長（西原 浩君） 日程第30 議案第108号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第108号公の施設に係る指定管理の指定について、内容を説明させていただきます。

議案の57ページをお開きください。

別海町ケアハウスみどり野につきましては、令和3年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会にて、現在の指定管理者は、入居者が安心して生活できるよう、総合的なサービスの提供に努めており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、社会福祉法人別海町社会福祉協議会を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいたところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に替えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ケアハウスみどり野。

第2号、所在地、別海町別海町寿町51番地。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海旭町149番地の1。

第2号、名称、社会福祉法人別海町社会福祉協議会。

第3号、代表者名、会長佐藤次春。

第3項、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

以上で議案第108号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第108号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第109号

○議長（西原 浩君） 日程第31 議案第109号公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第109号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案の58ページをお開きください。

西春別デイサービスセンターにつきましては、令和3年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会にて、現在の指定管理者は、居宅介護サービス事業所の指定を受け、西部地区のデイサービスセンター事業者として、地域の高齢者との信頼関係も築かれているほか、利用者の日常生活に定着した事業を行っており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいたところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に替えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、西春別デイサービスセンター。

第2号、所在地、別海町西春別駅前曙町9番地3。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海緑町116番地9。

第2号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第3号、代表者名、代表理事組合長浦山宏一。

第3項、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

以上で議案第109号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第109号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第32 議案第110号

○議長（西原 浩君） 日程第32 議案第110号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第110号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明いたします。

議案の59ページをお開きください。

別海町高齢者生活ハウスにつきましては、令和3年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会にて、現在の指定管理者は、介護に関する知識と経験が豊富であり、入居者に対する総合的なサービスの提供に努めており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいたところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に替えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町高齢者生活ハウス。

第2号、所在地、別海町西春別駅前曙町9番地3。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海緑町116番地9。

第2号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第3号、代表者名、代表理事組合長浦山宏一。

第3項、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

以上で議案第110号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第110号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第33 議案第111号

○議長（西原 浩君） 日程第33 議案第111号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 議案第111号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容説明をいたします。

議案書の60ページになります。

別海町酪農研修牧場については、平成18年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会において、町と町内3農協が出資設立した会社で、酪農研修の指導体制が整っており、研修終了後の就農地の確保等、関係機関との密な連携が行われ、施設の設置目的が効果的かつ

効率的に達成されていることから、公募によらず、有限会社別海町酪農研修牧場を引き続き指定管理者として指定することが適当であるとの意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に替えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町酪農研修牧場。

第2号、所在地、別海町西春別347番地63。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町西春別347番地63。

第2号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第3号、代表者名、代表取締役社長浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。

以上で議案第111号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第111号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第34 議案第112号

○議長（西原 浩君） 日程第34 議案第112号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（立澤雅彦君） それでは議案第112号公の施設に関わる指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案書61ページをお開きください。

現在別海町総合スポーツセンター施設の管理運営に関し、令和5年4月1日から3年間、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定し、4期目の管理運営を委託しておりますが、来る令和8年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、新たに指定管理者の指定を行うものです。

令和8年3月31日の指定期間完了に伴い、今年8月22日に開催いたしました、公募の有無を判断する指定管理者選択委員会において協議した結果、公募が妥当だとされました。

その後、9月8日から10月7日までの期間で公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人別海町地域振興財団の1団体から申請がありました。

10月30日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条に基づく、別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請のありました内容について、審査の結果、候補者として選定され、指定期間においても3年間が適当であると意見をいただきましたので、このたび、指定の議決を求めるものです。

以下議案を朗読し、議案説明といたします。

議案第112号公の施設に関する指定管理者の指定について。

公の施設に関する指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町総合スポーツセンター施設。

第2号、所在地、各施設の名称及び所在地につきましては、62ページ、別紙のとおりとなっており、別海町町民体育館から町営テニスコートまでの13施設となっています。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海川上町139番地の108。

第2号、名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

第3号、代表者名、代表理事磯田忠雄。

第3項、指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上で議案第112号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第112号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第35 同意第4号

○議長（西原 浩君） 日程第35 同意第4号別海町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第4号別海町教育委員会教育長の任命について、御説明を申し上げます。

現在の相澤要教育長につきましては、令和8年2月15日をもちまして3年間の任期を満了となっております。

つきましては、相澤要教育長を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和8年2月16日から令和11年2月15日までの3年間となります。

主な経歴について申し上げます。

相澤教育長は、昭和58年3月に、駒澤大学法学部法律学科を卒業後、同年4月から、本町、西春別中学校を皮切りに教員生活をスタートされました。

平成16年4月には、野付中学校の教頭となり、以降別海中央中学校で教頭を務められ、平成22年4月からは、現在の計根別学園、厚岸町の真龍中学校、羅臼中学校、別海中央中学校で校長を務められ、令和3年3月に定年退職されております。

定年後の令和3年4月からは、本町教育委員会の指導主幹を経て、令和5年2月からは、教育長を務められておられます。

相澤教育長は、将来を担う子供たちのため、また、よりよい教育行政を推進していただ

ける方だと思っております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第36 同意第5号

○議長（西原 浩君） 日程第36 同意第5号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第5号の提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4名の方を任命しているところですけれども、令和7年12月21日をもちまして、森野志保さんが任期満了となります。

つきましては、森野志保さんを教育委員に再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和7年12月22日から令和11年12月21日までの4年間となります。

主な経歴について申し上げます。

森野さんは、日本体育大学を御卒業後、平成4年に群馬県にある佐田建設株式会社に勤務され、仕事をしながらスピードスケートを続けられました。

平成6年に冬季オリンピック、リレハンメルオリンピックに出場し、1,000メートルで6位入賞を果たされるとともに、平成10年の長野オリンピックにも出場されております。

これらの輝かしい御活躍により、この功績は特に顕著であることから、平成10年には、本町第1号の町民栄誉賞の栄誉に輝いておられます。

平成11年度から平成27年度の16年間は、別海町教育委員会で勤務され、主に社会教育、また社会体育に携わっていただきました。

現在は本町で日常的な多世代交流や地域の子供に役立つ場をつくりたいということで、一般社団法人を仲間と立ち上げ、この代表として町民のつながりを目的とした様々な活動を実践されておられます。

人格、識見ともに大変立派な方で、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただける方だと確信しております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第37 報告第17号から日程第40 報告第20号まで

○議長（西原 浩君） 日程第37 報告第17号専決処分の報告について（中西別上風連線改良修繕工事）、日程第38 報告第18号専決処分の報告について（町道上風連地区1号線改良舗装工事）、日程第39 報告第19号専決処分の報告について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）、日程第40 報告第20号専決処分の報告について（新源泉井掘削工事）の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 報告第17号から第20号までの4件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の65ページを御覧願います。

報告第17号から第20号までの専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第17号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年12月13日議案第83号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、1億5,752万円、うち消費税及び地方消費税額1,432万円を、1億5,948万9,000円、うち消費税及び地方消費税額1,449万9,000円に改める。

変更の内容につきましては、本件は、一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う週休2日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったこと、及び排水構造物工、構造物撤去工、防護柵工、標識工において、当初概数としていた数量が確定したことにより、196万9,000円の増額となったものです。

次に、報告第18号、議案66ページを御覧ください。

報告第18号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月19日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和7年6月17日議案第59号により議決を経て締結した、町道上風連地区1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、5,918万円、うち消費税及び地方消費税額538万円を、5,982万9,000円、うち消費税及び地方消費税額543万9,000円に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、産業廃棄物処理工及び舗装工で当初概数としていた数量が確定したことにより、64万9,000円の増額となったものです。

次に報告第19号、議案67ページにお進みください。

報告第19号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和7年6月17日議案第58号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、7,678万円、うち消費税及び地方消費税額698万円を、7,709万9,000円、うち消費税及び地方消費税額700万9,000円に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工で当初概数としていた数量が確定したことにより、31万9,000円の増額となったものです。

次に、報告第20号、議案68ページにお進みください。

報告第20号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年12月13日議案第84号により議決を経て締結した、新源泉井掘削工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、1億4,390万2,000円、うち消費税及び地方消費税額1,308万2,000円を、1億4,747万7,000円、うち消費税及び地方消費税額1,340万7,000円に改める。

変更の内容につきましては、ケーシング挿入費、泥水・残出泥土処理費で、当初概数としていた数量が確定したことにより、357万5,000円の増額となったものです。

以上で報告第17号から第20号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前10時から一般質問を行いますので御参考願います。

皆様大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員